

「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」の概要

平成 20 年 3 月 14 日 厚生労働省・総務省

- 年金記録問題の解決のためには、まずは、「ねんきん特別便」を通じて、国民お一人お一人にご自身の年金記録を確認していただくことを推進し、記録の統合等を進める「お一人お一人へのアプローチ」が重要である。
- いわゆる 1,975 万件（平成 19 年 12 月 11 日）の今後解明を進める記録等については、「お一人お一人へのアプローチ」に加え、記録の具体的内容に応じた調査・照会等の対策を講じることにより、「記録の解明からのアプローチ」を進め、順次絞り込み、記録の統合を進める。

<工程表の構成>

I. お一人お一人へのアプローチ

1. 記録が結び付く可能性がある方に対する「ねんきん特別便」の送付
2. すべての受給者及び加入者への「ねんきん特別便」の送付
3. 相談体制の充実強化
4. 広報

II. 記録の解明からのアプローチ

5. 「今後解明を進める記録等」の解明・統合の推進
(平成 19 年 12 月 11 日公表時;1,975 万件)

III. その他の取組

6. 厚生年金旧台帳等の記録(「1,430 万件」「36 万件」)への対応
7. コンピュータ記録と台帳等の突き合わせ

IV. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化

8. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化

I. お一人お一人へのアプローチ

1. 記録が結び付く可能性がある方に対する「ねんきん特別便」の送付

これまでに実施した改善策

これまでに、回答状況の調査分析の結果を踏まえ、以下の取組等を実施。

- ア. 相談対応の改善（結び付く可能性のある記録についての具体的な情報を提供）
- イ. 加入履歴のチェックポイントを示した資料の同封
- ウ. 「訂正なし」と回答された方へ、結び付く可能性のある記録についての具体的な情報を提供し、入念的な照会を実施。

今後の取組

- ① 3月までの確実な送付
コンピュータ上の突き合わせの結果、記録が結び付く可能性がある方々(約1,030万人)に対する「特別便」の送付を、予定どおり完了。【20年3月末まで】
- ② 特別便が住所不明で戻ってきた方への対応
住所調査等のフォローアップを徹底。【20年3月より】
- ③ 未回答の方への対応
 - ア. 「回答のお願い」の送付 【20年4月下旬から目途】
回答のない方に対し、4月下旬を目途に1回目の「回答のお願い」を送付。
※ 1月末までに送付した方に対しては、本年3月末の「特別便」の再送付が1回目の回答のお願いとなる。
 - イ. なお回答のない方への対応 【20年6月下旬から目途】
なお回答のない方に対し、6月下旬を目途に2回目の「回答のお願い」を送付。
- ④ 受給者の方に対する入念的な照会
電話・訪問による受給者の方に対する入念的な照会を、当分の間継続して実施。
- ⑤ 円滑な記録統合と事務処理の迅速化
社保庁OBの活用、社労士等の協力、職員のシフト、システムの機能強化等により迅速化を図る。

2. すべての受給者及び加入者への「ねんきん特別便」の送付

確実な送付・回収

- ① 4・5月に1以外のすべての受給者、6～10月に1以外のすべての加入者に送付。
- ② 加入者のうち、第2号被保険者(会社勤務等)の方に対する「特別便」の送付及び回答の回収は、原則として事業主経由で実施(第1号・第3号被保険者の方については、本人に直接送付・回答)。

未回答の方への対応

政府広報等による積極的な周知・広報はもとより、以下のようなきめ細やかな取組を行う。

- ① 受給者
老人クラブ、介護・福祉事業者、民生委員、市町村等幅広い関係者の連携・協力を得た回答の呼びかけ、「受給者特別便連絡協議会」(仮称)の設置、「回答のお願い」の送付等により対応。
- ② 加入者
各種経済団体、業所管省庁等幅広い関係者の連携・協力を得た回答の呼びかけ、「加入者特別便連絡協議会」(仮称)の設置、事業主の協力を得た回収状況の点検・確認等により対応。

3. 相談体制の充実強化

① 相談体制の改善

結び付く可能性のある記録についての具体的な情報を提供するなど、引き続き、相談者の立場に立った懇切丁寧な対応を徹底。

② 電話相談体制の拡充

応答状況に応じ、「専用コールセンター」の席数の増加を図る（最大 1300 席）とともに、機動的に年金の一般相談の電話からの転用を実施。市町村・社会保険労務士による相談を支援するため、電話により相談者の年金記録等の具体的な情報を提供。

③ 社会保険事務所の来訪相談等の拡充

混雑状況に応じブース数の増加、市町村・商工会議所等における巡回相談の拡充、予約相談制度の活用等を図る。

④ 市町村の協力による身近な場所での相談の展開

市町村の協力を得て、その窓口で、「特別便」の趣旨・目的等の説明や加入履歴に係る注意喚起の助言、相談等を実施。

⑤ 事業主・労働組合の協力による職域での相談の展開

事業主・労働組合の協力の下に、社会保険委員等を活用するなどにより、事業所において、「特別便」の趣旨・目的等の説明や加入履歴に係る注意喚起の助言、相談等を実施。

⑥ 社会保険労務士の協力による身近な場所での相談の展開

全国社会保険労務士連合会の全国的な協力を得て、都道府県社会保険労務士会による無料相談、市区町村・郵便局・農漁協における社会保険労務士による相談等を実施。

4. 広報

「特別便」の回答状況を踏まえ、以下の点に留意した機動的な広報を実施。

- ア. 回答の前に社会保険事務所の窓口や電話相談窓口への照会を促す
- イ. 受け取る年金額が増額となる具体例を示す
- ウ. 基礎年金番号導入前に旧姓で加入していた方に重点的に注意喚起を行う

Ⅱ. 記録の解明からのアプローチ

5. 「今後解明を進める記録等」の解明・統合の推進

(平成 19 年 12 月 11 日公表時 ; 1,975 万件)

現状

「未統合記録の全体像」について、解明作業の進展等を踏まえ、新たな推計を実施（約 260 万件が減少）。

- ・ 日々の相談・裁定で逐次統合
- ・ 第 2 次名寄せにより 94 万件の持ち主の可能性のある方を特定

今後の取組

- 現在、漢字カナ変換記録 150 万件について、調査のための補正作業中
- 平成 20 年度に以下の取組を集中的・計画的に実施し、順次絞り込みを図る。

- ① 「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」について、補正処理後、コンピュータ上の突合せを行い、持ち主である可能性がある方へ「記録のお知らせ」を送付（20 年 7 月目途）。
- ② 「既に給付等に反映している記録」について、受給者分の名寄せ結果により特定（20 年 3 月）。
- ③ 記録の内容に応じて、以下の取組を実施。
 - ア. 「基礎年金番号を有していない生存者」及び「5 年以内の死亡者」等について、住基ネットを活用した調査により特定（20 年 3 月～6 月目途）。その後、年金受給に結び付くと思われる方へ「記録のお知らせ」を送付
 - イ. 婚姻等により氏名を変更した記録」について、旧姓履歴の申出を受け付け、記録を確認・整備（20 年 4 月より）。また、旧姓による突き合わせを行い、持ち主である可能性のある方へ「記録のお知らせ」を送付（20 年 12 月より）
 - ウ. 既に給付等に反映済みの記録」について、既に死亡している受給者の記録との突き合わせにより特定（20 年 8 月より）
 - エ. 転記ミスにより名寄せされなかった記録」について、補正処理後、コンピュータ上の突合せを行い、持ち主である可能性のある方へ「記録のお知らせ」を送付（20 年 5 月以降順次）
- ④ 更に残された記録について、以下の取組を実施。
 - ア. 海外居住者に対して、大使館等を通じて記録の確認を呼びかける等の措置を実施
 - イ. 上記の各種取組を行っても本人の特定が困難な記録について、過去の事業所や住んでいた市町村への照会を通じて本人特定作業を行うことについて検討
 - ウ. なお本人の特定が困難な記録の取扱いについて検討（例：公示等）

Ⅲ. その他の取組

6. 厚生年金旧台帳等の記録(「1,430万件」「36万件」)への対応

旧台帳の記録について、磁気ファイル化するための入力作業を行った上で、コンピュータの記録との突き合わせを行い、記録が結び付くと思われる方に対して、「記録のお知らせ」を送付する。【20年5月末を目途】

7. コンピュータ記録と台帳等の突き合わせ

- ① 特例納付など複雑で特殊な記録で優先度の高い「国民年金特殊台帳」については、記録の突き合わせを完了させる。【20年度】
- ② 「市町村が保管する国民年金の被保険者名簿」については、具体的な実施方法の検討や準備作業を進める。【20年度】
- ③ 「厚生年金の被保険者名簿等」については、平成20年1～3月に実施するサンプル調査の結果を分析し、20年4月以降、突き合わせの優先順位や効率的な実施方法等の検討を進める。【20年度中】

Ⅳ. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化

8. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化

- ① 本年3月末までに申し立てられた事案については、審議チームの増と一回当たりの処理件数の増により、概ね1年を目途に処理
- ② 本年4月以降に申し立てられる事案については、
 - ・ これまでのあっせん事案等を踏まえ、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理を促進する。
 - ・ 申立件数を勘案した一層の体制の強化により処理促進。